

# 児童扶養手当額のお知らせ

## 児童扶養手当制度をご存知ですか

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父または母親と生計を同じくしていない児童を養育されているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

### 支給対象者

支給要件①～⑨のいずれかにあてはまる児童を監護している母(父)または父母にかわってその児童を養育している方(祖父母など)が対象となります。

※児童とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方をいいますが、児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日の属する月まで手当が受けられます。

※この手当には所得による支給制限があるほか、受給期間が5年を経過している方のうち就業意欲が見られない方などは、支給額の2分の1が支給停止となります。

### 支給要件

- ①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の母の児童
- ⑨その他、生まれたときの事情が不明である児童

### 申請方法

児童扶養手当を受給するためには、子育て支援課に申請をしてください。

## 児童扶養手当額のお知らせ

児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉に関する各種手当は、物価の変動に応じて額を改定する物価スライド制となっています。前年の全国消費者物価指数の対前年比は変更がありませんので、4月分以降の児童扶養手当額は改定しません。

令和3年度の児童扶養手当や特別児童扶養手当などの支給額は次のとおりです。

### 児童扶養手当額(月額)

#### <本体額>

- 全部支給 43,160円
- 一部支給 43,150円～10,180円

#### <第2子加算額>

- 全部支給 10,190円
- 一部支給 10,180円～ 5,100円

#### <第3子以降加算額>

- 全部支給 6,110円
- 一部支給 6,100円～ 3,060円

※一部支給額は所得に応じて決定します。

### 特別児童扶養手当など(月額)

- 特別児童扶養手当(1級) 52,500円
- 特別児童扶養手当(2級) 34,970円
- 特別障害者手当 27,350円
- 障害児福祉手当 14,880円
- 経過的福祉手当 14,880円

特別児童扶養手当などは、障がい福祉課(☎443-1649)へお問い合わせください。

### 「児童扶養手当」と「公的年金等」の両方を受給する際は手続きが必要で

障害年金を除く公的年金(遺族年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など)を受給している方で、公的年金などの額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を支給します。

### 申請方法

公的年金などを新たに受給する際は、次の書類を子育て支援課まで提出してください。

- ・公的年金給付等受給状況届
  - ・公的年金給付等受給証明書(年金証書、年金決定通知書でも可)など
- 公的年金などを過去にさかのぼって給付される場合や、新たに公的年金などを受給したが、子育て支援課への手続きが遅れた場合は、過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

### 障害基礎年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります

これまでは、障害基礎年金などを受給している方は、障害基礎年金などの額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給することはできませんでしたが、制度改正があり、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。(所得や年金額によって支給できない場合があります)

### 申請方法

すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。それ以外の方は、児童扶養手当を受給するための申請を子育て支援課で行ってください。

### 申請期限

3月1日(月)現在で支給要件を満たしている方は、6月30日(水)までに申請をすると、3月から支給対象となります。

必要書類は、申請される方によって異なりますので、詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。  
※障害基礎年金以外の年金を受給している方は、公的年金などの額が児童扶養手当額よりも下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

### ☎子育て支援課

☎443-1693

### 郷土資料館の常設展示を再開します

郷土資料館は、令和元年9月台風第15号の影響により臨時休館となっておりましたが、常設展示を4月1日(木)から中央公民館2階中会議室において再開します。

皆さまのご来館を心よりお待ちしております。

**開館日時**  
火曜～日曜日(祝日も開館)  
午前9時～午後5時  
(月曜日は休館日)

※中央公民館が休館の場合は、郷土資料館も休館となります。

☎郷土資料館  
443-1726

### 第52回春の市民ハイキング開催中止のお知らせ

「春の市民ハイキング」は、新型コロナウイルス感染症の収束が望めない状況から、令和3年度も開催を中止することに決定しました。

春の市民ハイキングを楽しみにしていた皆さまにはお詫び申し上げます。

☎スポーツ振興課  
443-1465



記号の見方  
時日時  
場会場  
内容  
対象  
定員  
費用  
申し込み  
締め切り  
持ち物  
お問い合わせ

FAX 444-0815